役員及び評議員等の旅費支給規程

(目的)

1. この規程は、社会福祉法人旭志福祉会役員に支給する必要な事　　　　　項を定める。

(支給内容)

1. 役員及び評議員等（以下役員等という）が会議等に出席した場合には、役員等に対し日当・旅費・経費　を支給する。

(旅費の種類及び支給方法)

1. 旅費の種類は、日当・交通費・宿泊費・その他の経費とする。
2. 交通費は公共機関を利用し、定額の運賃を支給する。
3. 自家用車を利用した場合は、片道1㎞あたり50円で換算し走行距離に乗じて支給する。
4. 日当及び宿泊料は別表1の通りとする。
5. 役員等が業務等で要した際の必要経費は、領収書をもとに支給する。

別表1

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 理事・監事 |
| 日当一日につき |  | 2.000円 |
| 宿泊料一泊につき | 県外 | 13.000円 |
| 県内 | 11.000円 |

附則

この規程は平成29年6月１３日から施行し平成29年4月1日から適用する